

中小企業振興基本条例調査特別委員会

(令和7年2月27日)

○ 加納康樹委員長

本会議が終わって直ちにということで、ご参集いただきましてありがとうございます。ただいまより中小企業振興基本条例調査特別委員会を開催させていただきます。

本日はご覧のとおり、理事者の出席はございませんのでご了承いただきたいと思いますと思います。

お手元に事項書を配らせていただいておりますが、本日は、先日、参考人の方々にお越しをいただいて、様々なご意見をいただきましたので、その中で修正すべき点について正副委員長で取りまとめておりますので、それらに関して皆様と最終の確認をしていくということ、そして、パブリックコメントに向けてというところの段取り、そしてパブリックコメント後にも、パブリックコメントを受けた形での特別委員会も開催をしたいと思っておりますので、その日程の調整ということで、本日進めさせていただきたいと思っております。

あと、ちょっと言い忘れるといけないので、まず最初に確認なんですが、本特別委員会は中小企業振興基本条例調査特別委員会ではありますが、お手元にも改めて配付もさせていただいておりますが、現時点では、（仮称）四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）という形で進めておりますが、まず、この条例の名称といたしましては、もう（仮称）を取るという形で条例名をコンクリートするということでは、特段ご異議ございませんでしょうか。よろしいですね。

（異議なし）

○ 加納康樹委員長

それでは、条例名といたしましては、四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例ということで確認をさせていただいて、最終の確認ということで本日させていただきたいと思っております。

それでは、ここから事務局のほうにお願いをして、修正箇所等の説明をさせていただきますと思います。

事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

お手元にお配りした四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例【逐条解説付き】をご覧ください。

前回の意見交換会で参考人の皆様よりいただいた意見を受けまして、赤字の見え消しで修正及び加筆をしております。それでは、修正や加筆をしたところを順番に説明させていただきます。

まず、13ページの第11条、学校及び大学等の協力の解説になります。

こちらは、四日市商工会議所より、創業についても学校教育に取り入れてほしいとの意見を受けて、解説に追記をしたものになります。解説では、市内に所在する学校には、職業体験及びインターンシップ等の教育活動や市や経済団体等が実施する中小企業等の振興施策や創業に対する関心を高めるための事業への協力を通じて、児童や生徒に対して創業も含めた健全な職業観や勤労観を醸成し、次代の地域経済の担い手の育成に努めることとされていますというように修正をしております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員長

では、まず、13ページの第11条の逐条解説のところでご意見を賜った上で、このような変更をしたいと思っておりますが、皆様のほうで特にご意見ありますでしょうか。

○ 樋口博己委員

これ、市や経済団体等が実施する中小企業等のというくだりの部分は、商工会議所がこういう文言を使っているという意味で、それを持ってきたということによろしいですかね。

○ 加納康樹委員長

どこでしたか。

○ 樋口博己委員

市や経済団体等が実施する中小企業等の振興施策や創業に対する関心を高めるための事

業というのが、こういう文言があって、それを持ってきていただいたんですかね。そういうわけではないですか。

○ 加納康樹委員長

特にそういうのがあったわけじゃないよね。要するに、意図を酌み取ってということになります。

○ 樋口博己委員

それでいいです。

○ 加納康樹委員長

他にはいかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、13ページの第11条のところは、このように確定をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、次、また事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

続いて、15ページの第13条、基本方針の条文及び解説になります。

まず、条文に関してですが、こちらについても、商工会議所よりご意見をいただいたところになります。小規模企業については、資産規模などが中小企業とは違うことから、中小企業とイコールの施策ではなく、もう少しきめ細かな支援が必要であることに触れてほしいとのご意見がございました。

これに対して、委員会の中で理事者からも補足をいただきましたが、現状の条文の中に、黄色の網かけの部分になりますが、中小企業、特に小規模企業者の経営面及び資金面に配慮し、中小企業等の振興に関する施策を講じるものとする小規模企業に触れている部分

もあることから、この記載についてご指摘いただいた視点も含めて議論してはどうかというところでございました。

これを受けまして、赤字で追記した部分になりますが、中小企業、特に経営資源の確保が困難であり、きめ細かな支援が必要な小規模企業者の経営面及び資金面に配慮し、中小企業等の振興に関する施策を講じるものとするというように整理をさせていただきました。

続いて、第3号に関してですが、多様な人材の確保とともに、人材の育成についても条文に規定してほしいとのご意見をいただいたことから、第3号については、多様な人材の確保及び人材の育成を図り、就業の機会を提供することと修正した上で、解説におきましては、第3号では、多様な人材の確保及び人材の育成について明記しています。中小企業等の人材が不足している状況を踏まえ、市は、中小企業等の働きやすい職場環境の整備等の取組を支援し、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の就職及び定着を図るとともに、中小企業等における雇用機会の確保に関する支援や限られた資源を活用して行うスキルアップ、リスキリングなどの人材育成に関する取り組みを支援することとしていますというように追記をしております。

続いて、第5号に関して、特色ある地域資源を生かした地域内の経済循環を促進することとなっておりますが、特色ある地域資源について、解説で具体的な説明を加えると分かりやすくなるのではないかとのご意見をいただきました。これを受けて、解説では、地場産品をはじめとした特色ある地域資源の活用ということで説明を加えております。

また、第5号の後段の地域内の経済循環を促進することという部分も、新たに解説を加えております。こちらは四日市商店連合会より、商店街や発展会という表現をどこかに入れることで、会員数が減少している商店街にも光を当てていただきたいとの発言がございました。これを受けて、第13条第5号の後段部分の解説として、商店街の賑わいの創出などを通じて、地域内の経済循環を促進することとしていますというように、商店街という表現を追記させていただきました。

説明は以上となります。

## ○ 加納康樹委員長

ということでありまして、これはちょっと条文のところも多少いじっておりますが、黄色の網かけをしているところが、理事者のほうから言ってもらった、こういう記載があるよというのを生かしつつ赤字のところを追記する形、そして人材の育成というものに関し

でも追記をしたということになっております。

15ページの第13条に関しまして、皆さんのほうでご意見ありましたら伺いたと思います。

○ 樋口博己委員

一番最後の商店街の賑わいというところで、四日市商店連合会の方からホテル等というような文言もおっしゃってみえたんですけども、この商店街のにぎわい、ホテルに宿泊された方が商店街で飲食をされるんだと思いますけれども、この辺も含めて商店街というような表現をされたということによろしいのでしょうかね。

○ 加納康樹委員長

確かにそうですね、ホテル云々という発言もあったやにも記憶はしておりますが。言うと、商店街、商店連合会の中に、ホテル事業者、具体的に言うとプラトンホテルさんとかが入っているのは入っているので、そういうところで包含して解釈いただけるとありがたいかなというところです。

○ 樋口博己委員

こういう確認があったということがあれば結構です。皆さん、共通意識としてそこ含まれるよねという話で。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

他の委員の方、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、15ページの第13条、このような形で確定をさせていただきたいと思います。また続きをお願いします。

## ○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

続いて、16ページの第14条、中小企業等振興戦略プランと17ページの第15条、四日市市中小企業等振興審議会についてです。

いずれも、三重県中小起業家同友会をはじめ、参考人の皆様より多くの意見をいただいたところになります。今回の条文に対する直接的なご意見ではなく、条例制定後、戦略プランの策定時や審議会の設置後の議論において参考にしてほしいということではございましたが、発言いただいた趣旨を解説に加えてはどうかとの意見があったことから、整理させていただいたものでございます。

第14条の中小企業等振興戦略プランにおきましては、解説で、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等による人手不足や経営者の高齢化や後継者不足などによる事業承継など、基本方針に掲げる中小企業等の課題に関し、市は中小企業等その他の関係者の意見を聴取し、実態を把握した上で中小企業等振興戦略プランを策定し、施策に反映するための必要な措置を講ずるものとしていますという部分を追記させていただきました。

続いて、17ページの第15条の四日市市中小企業等振興審議会においては、審議会で、中小企業等の振興に関する議論をする際には、他都市と同じことをするだけではなく、過去に実施したことがないような先進的な施策に取り組むことに価値があるため、新しいことに挑戦するような気概で取り組んでほしいとのご指摘もいただいたことから、解説に、先進事例となるような効果的な取組なども十分に検討した上で振興施策に反映するものだという表現を追記させていただきました。

説明は以上です。

## ○ 加納康樹委員長

16ページから17ページ、第14条、第15条に関しての解説にこのような文書を追記したということで取りまとめさせていただいております。

また委員の皆様から特にありましたら、ご意見を伺いたいと思います。

## ○ 平野貴之委員

第15条の先進事例となるようなというのも、誰かからこういうのを入れてって言われたんでしたっけ。

○ 加納康樹委員長

入れてというのか、この辺は主には意図を酌んだのは、具体的に言うと、宮崎本店の方がいろいろとおっしゃっていただいたものを踏まえてという、そういう表現と認識していただければと思っています。

○ 平野貴之委員

大体、検討するときって先進事例を参考にするので、別に入れなくてもいいかなと思うんですけど、入れたほうが皆さんの意見を反映したものになるのであれば、どちらでもいいと思いますけど。

○ 樋口博己委員

先進事例を参考じゃないよね。先進事例となるようなやで。

○ 平野貴之委員

そういうことね。そっちか。ああ、そうか。みんながやっていないようなことや、先んじてということね。分かりました。

○ 加納康樹委員長

そうですね。そういう意図を酌んでということで。お願いします。

特になければ、よろしいでしょうか、確認ということは。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、以上で素案という形で確定とさせていただきたいと思っております。

1点だけ皆様にご了承いただきたいんですが、これで確定をするんですが、最終でパブリックコメントを出す前に、法務のほうにも細かくチェックをしてもらって、もしそこで、てにをは等の簡単な、形式的な修正が発生するかもしれませんので、その際にはちょっと正副委員長にご一任をいただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

パブリックコメントに関してなんですが、3月10日に代表者会議がございますので、そこでこれをパブリックコメントにかけますよということを全会派の代表者の皆様にということとなりますが、確認をさせていただくということとなります。前回の委員会にお越しをいただいた参考の皆様に対しましては、これをメール、郵送等でご案内させていただいて、意見の反映についてのフィードバックをさせていただきたいと思っております。ご承をいただきたいと思えます。

パブリックコメントに関してはどのようになるのかといいますと、今申し上げましたが、3月10日で代表者会議の確認をさせていただいて、その後、3月14日から4月11日まで4週間をパブリックコメントの期間という形を取りたいと思っております。ですので、それを終えた後で、4月中であと第8回と念のため第9回というところの日程を取らせていただいて、そこで終われば終わる、もしくはあかん場合には5月の下旬にも、役員選考委員会の後になりますが、改めてという開催も考えられますが、現時点では4月のうちに2回の日程を今から諮らせていただきます。

最終的には、5月28日にまた代表者会議がありますので、それでパブリックコメントを受けた形の代表者会議で確認をさせていただいて、6月定例会議で上程、6月定例会議の最終日議決という、そういうスケジュール感で進めたいと思っておりますので、ご承おきをいただきたいと思えます。

パブリックコメントに関しては、できるだけ広く皆様から意見を伺えるようにということで、副委員長からも提案もありましたので、様々なツールを配して周知をしていくということで考えております。そこをよろしくお願いします。

大変、皆さんお忙しいと思うんですが、4月中旬、下旬で2日程取りたいというところがありまして、予定はよろしいでしょうか、お手元。

#### ○ 樋口博己委員

この案を、パブリックコメントを出す前に、この前の意見交換に来ていただいた方に郵送して、そこで何か意見をというよりは、もうパブリックコメントで意見を反映してくださいねということでもいいですか。

#### ○ 加納康樹委員長

それでいきたいと思えます。

○ 樋口博己委員

それで、何かもう一回やるということはないですね。

○ 加納康樹委員長

もうちょっと時間的に。

○ 今村厚美委員

13ページなんですけど、直していただいたところに、3行目の後半にやが続くじゃないですか。市内に所在する学校には、職業体験及びインターンシップ等の教育活動や市やというのは、何か今さっき聞いていてちょっと句点とかにできないのかなと思ったんですけど、そんなのはもういいですか。

○ 加納康樹委員長

なるほどね。確かにそういう違和感もあるかもしれませんが、そこをさっき申し上げた法務の最終チェックのところで、あれば修正ということでご一任ください。すみません。

○ 今村厚美委員

全然大丈夫です。それでいいです。

○ 加納康樹委員長

では、お願いしたい日程といたしまして、まずちょっと申し上げていきますので、どこかでコンクリートできればと思っています。

まず最初お願いしたいのが、パブリックコメントが終わってすぐになるんですが、4月17日の木曜日、この午後日程で皆様ご都合いただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

でいきますと、前になります、4月16日午前ないし午後というところなんです。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

4月17日の午前というのはあかんですよね。

○ 加納康樹委員長

午前がこれ、何があかんのやったっけ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

議会運営委員会小委員会の仮予定が入っているので、外させてもらったんですけど。

○ 平野貴之委員

議会運営委員会小委員会、今のところは聞いていなかったですけど。

○ 小山議会事務局議事課主幹

確定ではなくて仮なので、ちょっと押さえられなかったというところなんです。

○ 加納康樹委員長

どうなんだろう。仮だけ。

○ 平野貴之委員

そこしかないのかな、議会運営委員会小委員会は。これ、まだ僕らには言われていないやろう。

○ 小山議会事務局議事課主幹

恐らく事務局内の想定では、4月17日の午前か4月18日の午前、午後のいずれかという意味だと思うんですけど、それをちょっと考えているようです。

○ 樋口博己委員

やったら、もう議会運営委員会の委員会権限で。

○ 平野貴之委員

別に僕はいいですけど。

○ 加納康樹委員長

そうですね。なので、ちょっとそこを議会運営委員会小委員会、こっちは一応特別委員会ですのでご配慮いただくということで。

○ 樋口博己委員

議会運営委員会の委員長がいいと言ったんだって。

○ 加納康樹委員長

じゃ、4月17日の午前10時でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

もう一日程いきたいんですが、翌週になるのですが、4月25日の金曜日、いかがでしょうか。特段問題ないですか。よろしいですか。4月25日は午前、午後どちらでもであれば、余裕を見ると午後で取りたいところですが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

4月25日の午後、13時30分というところで押さえさせていただきます。

改めて申し上げますが、次回が4月17日の午前10時、そしてその次が4月25日の午後。

○ 小山議会事務局議事課主幹

4月17日の午前なんですけど、理事者の予定がちょっと分からない状況ではあります。

○ 加納康樹委員長

ということだそうです。ちょっと理事者の押さえは聞いていないということですが、別にもう最終段階ですので、あらかじめ調整というところでいけるとお思いますので、そこだけよろしく願いをいたします。

最終、ここで終わればと思うんですが、修正箇所等が多い場合には、さらに5月に入ってお願いする場合がありますが、現段階で今申し上げた2日程、よろしく願いを申し上げたいと思います。

あと、皆さんのほうから何か。特別にはよろしいでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

事務局もよろしいですね。

○ 小山議会事務局議事課主幹

特段ございません。

○ 加納康樹委員長

では、すみません、ばたばたのところでの特別委員会の開催にご協力いただきありがとうございました。本日はこれで終了させていただきます。お疲れさまでした。

11：44閉議